

令和5年度

岐阜県緑化運動ポスターコンクール

募 集 要 領

岐 阜 県

岐阜県緑化運動ポスターコンクール募集要領

第1章 総 則

第1 趣 旨

緑化運動の一環として、広く県民の緑化についての普及啓発を図るため、緑化に関するポスターを募集する。

第2 主催者等

- 1 主催 岐阜県
- 2 後援 岐阜県教育委員会
公益社団法人岐阜県緑化推進委員会

第2章 緑化ポスターコンクール

第1 募集するポスターの内容及び規格等

- 1 図柄は自由とするが、植樹、森林・樹木の保護・保育、環境緑化についての意欲の高揚を強調したもの及びぎふ木育を進め、広めるものとする。
(※ぎふ木育とは、「森で遊ぶ」、「森を知る」、「木のおもちゃで遊ぶ」、「木工工作する」など森や木に関わる全ての取り組みを対象とする。)
- 2 画材は、クレヨン、パステル、アクリル及び水彩用絵の具（貼り絵を含む）とし、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等は用いないこと。
なお、貼り絵の場合には、確認用の原画カラー写真（サイズは原画の2分の1以上）を添付すること。
- 3 図に文字は挿入しないこと。
- 4 創作に限る。
なお、自作でない作品、発表済みの作品、あるいは他の作品の模倣・類似の作品と認められる場合には、入賞作品（最優秀、優秀、入選及び佳作及びぎふ木育賞（優秀、佳作））として決定した後においても取り消す場合がある。
- 5 使用する用紙は、画用紙（ケント紙を含む）又は紙製ボードで、サイズは原則縦51cm・横36cm（B3判）又は四ッ切（縦54.5cm・横39.4cm）とし、縦画（縦長）とする。なお、パネルは用いないこと。
- 6 用紙の裏面には、画題（植樹、育樹、環境緑化、ぎふ木育等）、市町村名、学校名、学年及び氏名を明記し、ふりがなを付ける。また、制作の意図を簡潔に記載すること。
- 7 応募点数については、一人で複数の応募が出来るものとする。
- 8 応募作品の中に、他人が著作権を持つ著作物等が含まれている場合には、応募者の責任において、その著作物等について著作権者等から応募のための複製等の利用承諾を得るものとする。また、人の肖像等を利用する場合についても同様とする。

第2 応募資格

岐阜県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校」という。）に在籍する児童・生徒に限る。

第3 応募期限及び応募先

- 1 学校長は、学年別に優秀な作品3点以内（4クラス以上の学年にあつては、クラス数までの点数以内）を選び、応募フォーム「令和5年度岐阜県緑化運動ポスターコンクール応募申請書」に入力のうえ、令和5年9月11日（月）までに、区域を管轄する農林事務所長（以下「農林事務所長」という。）へ送付する。
- 2 農林事務所長は、応募作品を取りまとめ、令和5年9月25日（月）までに、岐阜県林政部森林活用推進課へ送付する。

第4 審査及び賞状の授与

- 1 応募された作品は、岐阜県林政部森林活用推進課でとりまとめ、専門的知識、経験を有する審査員により審査し、小学校低学年、小学校高学年、中学校及び高等学校の部門別（義務教育学校の前期課程は小学校の部門に、後期課程は中学校の部門に、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部は、それぞれ該当の各部門に含む。以下同じ。）に、最優秀、優秀、入選、佳作及びぎふ木育賞（優秀、佳作）を選定する。なお、それぞれの選定数は別表のとおりとする。
- 2 審査の結果は、農林事務所長を経由して、学校長から、本人に通知する。
- 3 入賞者（最優秀、優秀、入選、佳作及びぎふ木育賞（優秀、佳作））の賞状及び副賞は、農林事務所長を経由して、学校長から、本人に授与する。
- 4 参加者については、農林事務所長を経由して参加賞を送付する。

第5 国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集への推薦

（公社）国土緑化推進機構が行う国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集（以下「中央コンクール」という。）には、小学校、中学校及び高等学校の部門別に、最優秀、優秀及び入選の中から推薦する。

第6 入賞・応募作品の取扱い

- 1 岐阜県は、令和7年1月末まで、緑化及びぎふ木育の普及啓発を図るため、入賞作品を下記のとおり利用できるものとする。
 - ア 印刷物に掲載のうえ、複製し、県民等へ配布すること。
 - イ 岐阜県ホームページに掲載し、無料で配信すること。
 - ウ 公共の場へ展示すること。ただし、上記期間経過後も、次の目的のため岐阜県は入賞作品を複製することができる。
 - ・緑化及びぎふ木育の普及啓発を図るため、岐阜県ホームページへ掲載するため。
 - ・コンクールの記録として保存するため。

また、入賞作品のうち中央コンクールに推薦して入選した作品の取扱いについては、同コンクールの規程によるものとする。

なお、中央コンクールに推薦して選外となった作品については、令和7年2月末までに農林事務所長を経由して返却する。

- 2 入賞作品の画像データ、入賞者の表彰区分、画題、市町村名、学校名、学年、氏名を岐阜県ホームページで公表するとともに、マスコミへ情報提供する。

なお、画題、市町村名、学校名、学年、氏名については、本要領第2章第1の6記載の内容とし、画題、市町村名、学校名、学年、氏名の表示を希望しない場合は、入賞作品として決定した後、岐阜県林政部森林活用推進課へ申し出ること。

- 3 岐阜県が入賞作品を利用するにあたり、その利用形態に応じて入賞作品の拡大・縮小、色調の変更、一部切除・結合などの改変を加えることができる。

ただし、岐阜県は、これらの改変であっても、入賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとする。

- 4 岐阜県は前項以外の改変を行う場合は、予め入賞者の承諾を得るものとする。

- 5 入賞・応募作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利とする。以下同じ。）は受賞・応募者に帰属する。

- 6 入賞作品（中央コンクール入選作品を除く。）については、令和7年2月末までに農林事務所長を経由して返却する。

選外作品は審査終了後に農林事務所長を経由して、令和6年2月末までに返却する。

- 7 応募により収集する氏名等の個人情報、「岐阜県緑化運動ポスターコンクール」に関する以外に使用しない（法令等により開示を求められた場合はこの限りではない。）。

参考：国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集要領より抜粋

8. その他

- (1) 入選作品の著作権は国土緑化推進機構に帰属する。また、応募作品は原則として返却しない。
- (2) 国土緑化運動・育樹運動用ポスター原画に採用された作品については、必要に応じ修正を加えることがある。
- (3) 入選作品は、緑化思想の普及啓発を図るため、ポスター以外にも使用することがある

別 表

区 分	小 学 校		中学校	高等学校
	低学年	高学年		
最優秀	1	1	1	1
優 秀	2	2	2	2
入 選	3	3	3	3
佳 作	若干	若干	若干	若干
ぎふ木育賞 優 秀	1	1	1	1
ぎふ木育賞 佳 作	若干	若干	若干	若干